平成２２年（フ）第４５５号
静岡市駿河区池田898番地　ウィンリィ池田107、旧住所静岡市葵区長沼３丁目８番３―205号
債務者　北澤　浩明
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２号
北海道帯広市西10条南40丁目２番16号、住民票上の住所北海道中川郡幕別町札内北町31番地の７
債務者　奥田　一広
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
青森県むつ市旭町10番31号　岩崎アパート102号室
債務者　中村　孝利
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
青森市大字新城字平岡252番地18　メゾンルミネＡ―102
債務者　西村由利春
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９２号
青森県五所川原市金木町芦野84番地1127
債務者　石岡　直樹
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
青森県西津軽郡深浦町大字舮作字清滝30番地
債務者　村上　明美（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
青森県北津軽郡中泊町大字薄市字花持367番地３
債務者　下山　正弘
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第５４９号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目９番203号東伊場団地
債務者　中西惠美子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６１６５号
東京都豊島区池袋１丁目16―18―302
債務者　武田　沙弓
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３７４号
東京都足立区梅田２丁目13―11―101
債務者　磯島　義文
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３７５号
東京都板橋区赤塚２丁目13―10―202
債務者　小野塚直子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１１号
静岡市葵区城北２丁目24番19号、旧住所静岡市葵区三番町９番地の３　チサンマンション103号
債務者　杉山　綾乃
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４４号
静岡市駿河区丸子１丁目４番４－５号　日垣コーポ１Ａ号
債務者　直里由希子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８７号
横浜市鶴見区東寺尾東台15―23　宝荘104、外国人登録原票上の住所川崎市川崎区日進町23番地１　日進公団1008
債務者　セティ　スバ　カンタ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０号
石川県七尾市和倉町ラ部４番地１、従前の住所石川県七尾市中島町瀬嵐ク部75の２番地
債務者　久森　利明
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部